

函館地方裁判所委員会（第36回）及び函館家庭裁判所委員会（第36回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成30年12月6日（木）午後3時00分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者（敬称略）

地裁委員 大桃誠，国立道子，小林周平，坂野学，佐藤正基，島野潤一，弘末和也，布施雄士

家裁委員 阿知波健一，岩山勝則，川上裕子，神林真里，高久佳也，橋本健，百合拓泰

兼務委員 石栗正子，北嶋小枝

説明者 函館家裁首席書記官黒畑享三，同訟廷管理官田中孝文，函館市成年後見センター三上雅久，函館地家裁事務局長片桐芳孝，函館地裁事務局次長鍋谷能文，函館家裁事務局次長菅原克

庶務 函館地裁事務局総務課長奥田一也，同総務課課長補佐小森裕介，函館家裁事務局総務課庶務係長齋藤豊

4 議題

利用しやすい成年後見制度

5 議事

(1) 調停事件の利用促進策について（報告）

前回委員会の標記の議題について，委員からの助言を受けての取組状況を報告した。

(2) 利用しやすい成年後見制度について

ア 成年後見制度とは（動画上映）

イ 成年後見人の役割・義務・責任（動画上映）

ウ 成年後見制度の利用状況

エ 成年後見制度の利用促進に向けた取組（裁判所における広報活動のあり方を含む。）

オ 市民後見人の養成の現状等（函館市成年後見センターより）

(3) 意見交換

別紙のとおり

(4) 次回委員会について

ア 地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会の合同開催

イ 日 時 平成31年7月16日(火)午後3時

ウ テーマ 裁判員裁判の運営と裁判所における広報活動について

以 上

別紙 意見交換

「成年後見制度の利用促進に向けた取組について」及び「市民後見人について」

(裁判所説明者)

成年後見制度の利用が思うように広がらない状況にあるが、どのような要因が考えられるだろうか。そもそも同制度を利用する必要性が低い、若しくはそれなりに必要性はあるものの利用しにくいといった可能性も考えられる。また、成年後見制度の運用面での問題のみではなく、同制度の広報を含め、裁判所における広報全般のあり方に問題がある可能性も考えられる。これらの様々な観点から各委員の御意見を伺いたい。

(委員)

成年後見制度の普及の取組に3年ほど関わっている中で、当初はこの制度自体を知らない人も多かった。制度の周知としては、市民向けの成年後見セミナーを開催し、3回目となる今年度は、漫才師を呼んで制度の説明を行った。広報としては、財源を確保の上、市内で発行されているコミュニティ雑誌への掲載や新聞広告を利用することを考えている。

また、申立てに費用が掛かることや、手続の難しさを理由として利用をためらう人もいると聞いているが、他の関係機関と協力しながら、成年後見センターが制度利用の入口としての役割を果たせるようにしていきたい。

(委員)

先ほど、成年後見制度の説明を聞いたが、身近なものという感じはしていない。所属団体では、終活をテーマとした講演会を開くことがあるが、まだ成年後見制度が話題となったことはない。

市民後見人についても、いろいろ難しい問題があると思うので、養成研修を受講するという気持ちにはすぐにはならないと思う。

今日の委員会で伺う内容を持ち帰って、少しでも周知に協力できればと思う。

(委員)

所属団体では、青少年の育成を通じて、高齢化する社会に対応していこうという活動をしているところ、ここに成年後見制度に関する取組を加えることはすぐには難しいと思うが、青少年の育成を通じて、成年後見制度についても考えていきたい。

(裁判所説明者)

新聞等により後見という言葉は知ることがあると思うが、後見制度のどの部分が分かりにくいと感じ、これに対してどのような広報が必要だろうか。

(委員)

私も、成年後見制度については、これまで馴染みがなかった。所属団体等では、高齢者や障がい者と接することも多いが、成年後見制度と結び付くような話はまだ聞いていない。高齢化が進むにつれて、制度利用の必要性が増えると思うので、まずは、私たち自身も、成年後見制度を理解することが必要だと感じている。

(委員)

成年後見制度を利用するに当たり、費用が掛かるのかどうかのPRが必要で、相談は無料です、とか、手続のどの辺りから、いくら費用が掛かります、などの情報が不足しているので、相談しにくいのではないかと。別な話になるが、過払金請求訴訟の関係では、相談時や手続を進めたときの費用について、かなり周知がされていると思う。

また、親が認知症になると、その子どもたちが財産を管理しようとすることが多いと思うが、そうではなく、成年後見制度を利用する必要がある、ということを知れば、手続の相談につながるのではないかと。

(委員)

成年後見制度は、新聞の見開きページを使っても全てを説明できないくらい複雑だと思うが、コミュニティ雑誌や新聞等、人目の付くところに広報を続けていくことが大切である。また、自分の親が認知症になり、成年後見制度の利用について身近な人に相談したいと考えたとき、一番身近にいるのは、ケアマネジャーやヘルパーの方々だと思う。このような職種の方々に、成年後見制度を知ってもらうような取組をすることで、求めている人につながる広報となるのではないかと。

市民後見人を目指す人にとっての障害の1つは、時間だと思う。この養成研修の日程表を確認すると、毎週、平日の日中に研修が行われており、仕事をしている人は受講が難しいのではないかと。講師の都合もあるので、全ての科目を夜に実施するのは難しいと思うが、例えば、単位制にして、二、三年で修了できるようにするなど、カリキュラムに幅があると、興味がある人が参加しやすいのではないかと。

また、市民後見人に対する信頼については、市民後見人が増えて活躍する姿が見えるようになれば、社会の中のステータスとなり、信頼性が高まるものと思われる。

(委員)

成年後見制度の周知のためには、広く、あまねく広報をしていく必要がある。介護が必要な方やその近くにいる方に、重点的に周知することは効率的だと思う。

市民後見人と裁判員とは違うものとは思いますが、働いている人が市民後見人になった場合の特別な制度、例えば、行政機関から市民後見人の勤務先に通知を行ったり、市民後見人として平日に働いた場合に、有給を使わなくてもいいような制度があるといいのではないかと。養成研修を土日に行うことも必要ではないかと。

(委員)

市民後見人の養成研修のカリキュラムに、本人とのコミュニケーションの取り方や身体の状態を把握するための方法、といったテーマを取り入れてほしい。身内による介護は、本人と家族の経過や家庭環境を分かった上で行うことができるが、そこに市民後見人として他人が入るとするのは大変なことなので、これらを把握するための技術の修得を、養成研修に取り入れてほしい。

また、親族が本人の身の回りの世話をしながら介護をしていくというのが一般的だと思うが、その中では、家族の中の財産という意識があり、本人の財産を、それが問題であるということに気が付かずに、家族が使ってしまうこともあるのではないかと。その上で、親族が信頼できなかつたり、高額な財産がある場合に、弁護士等の専門家に相談するという流れになるのではないかと。成年後見センターに既に400件を超える相談があるということは、問題を抱えている方が、潜在的にはもっといると思うので、そういった方が相談しやすいような環境を整える必要がある。また、後見人を選任した後に、不自由やデメリットがあった場合の対処、例えば、後見を解除することについても、周知することが必要と考える。

(裁判所説明者)

成年後見は、本人が保護すべき状況にあるかどうかによって開始される手続であるため、利用にデメリットがあるからこれを解除するという手続は予定されていないが、そういった周知も含めて、手続の説明を丁寧に行うことが必要である。

(委員)

成年後見制度の利用に関わっている立場からお話すると、先ほど裁判所の説明の中で、認知症高齢者等の人数と成年後見制度の利用者数を比較し、利用者数が少ないことから、利用すべき方がこの制度を利用していないのではないかと、との話があったが、実際には、本人名義の不動産の処分や相続の問題、預貯金の引出しのように、必要な事態に直面してから制度の利用を検討する方が多く、家族や施設の方がうまくやっている場合は、申立てをしないことが多いと思う。これが、埋もれているという実態に関係しているのではないかと。

成年後見制度の利用が必要な本人がいて、その親族に適切な申立人がいない場合には市町

村申立てが選択肢の1つとなるが、函館市では市町村申立ての条件が厳しいと感じている。また、申立てに必要な添付書類が多く、一般的に用意されている添付書類一覧表を見て、申立てをためらう人もいるのではないか。

市民後見人は、決してボランティアではなく、重い責任を負う仕事だと思うので、養成研修は、知識を修得するだけでなく、そういった心構えを身に付ける場だと思う。また、市民後見人も、裁判所に申立てを行い、決定があれば、本人の財産の中から報酬を受け取ることとはできるので、責任を持ってやってもらう必要がある。

(委員)

成年後見制度について余り知らなかったのですが、事前にいろいろな資料を調べてみたところ、成年後見制度の利用には、メリットもデメリットもあるという紹介をしているのが印象的であり、デメリットの1つとして、後見人に毎月、報酬を支払う必要があるという説明があった。一方、後見人のメリット及びデメリットとしては、報酬を受け取ることができるとはいえ、本人と家族の間に挟まれる立場であることを考えると、デメリットの方が大きいと感じており、この中に、第三者として市民が関与するのは難しいのではないかと思う。ただ、少額の財産を管理し、特段の資格がなくても、家計簿程度の帳簿を作成するだけでいいのであれば、少ない報酬でも、やってもいいと思う人がいるかもしれない。

(委員)

知人の社会福祉士に成年後見制度のことを聞いてみたところ、周知の面では行政機関からのPRが少ないのではないかと、介護保険や介護サービス等の複雑な手続について一元的に説明できる行政の窓口があると仕事がしやすいのではないかと、後見人としては経済的及び時間的に余裕のある方が必要ではないかと、との話があった。

また、市民後見人には、本人の身上監護等の得意分野で活躍してもらい、財産管理等の法的な問題が発生した場合には、専門家が共同で対応するという態勢作りを考えてもいいのではないかと。

(委員)

後見人を受任している立場からのお願いとしては、皆さん、ぜひ市民後見人になってください、というのが率直な意見である。現在、専門家として複数の案件について後見人となっているほか、申立てを準備中の案件も複数抱えており、繁忙な状態である。

例えば、本人の財産が不当に費消されようとしており、これを防止したいという目的で申し立てられたものは、我々専門家が後見人となるのが相当な案件だと思うが、親族が適正

な財産管理をしている中で、遺産分割手続を行うために後見人となった案件は、分割手続後は、自身が後見人を続けなくても大丈夫ではないかと思うことがある。

また、認知症の本人の介護をしている親族が、本人の預金口座から介護費用のためのお金を引き出すことも、法律的な観点からは問題があり、その親族が後見人となることで、法律的な問題が生じない状態にすることができる。

よって、財産の費消や親族間の対立等、解決しなければならない問題を抱えている場合は専門家が後見人となることも必要であるが、特段の問題が生じていない場合は親族等が後見人となることで、財産の管理について、適法な状態が増えることが望ましい。

(委員)

先ほどの意見のとおり、日常的な買い物もできない状態の本人については、その親族であっても、本人の財産を使って医療費を支払うことは、法的に問題がないとは言い切れないが、そのような前提知識が共有されないまま、子どもが親の預貯金を利用して身の回りの世話をしていることがあると思う。法律上の原理原則を守ろうとすると、そういった場合でも後見人を選任するということになるが、世の中の実態はそうはなっていない。

また、後見人が付いた場合に、本人の財産を不当に使おうとしていた人は当然、不満を持つだろうし、逆に、本人の財産をしっかりと管理し、本人のお世話のためにむしろ親族が支出しているようなところに後見人として付くと、財産管理を真面目にしているのに、なぜ専門家に報酬を支払ってまで、裁判所や専門家に介入されなければならないのか、という不満を言われることもある。

この点、今日は取り上げていなかったが、高額な財産の管理については、専門家の後見人が、財産の大部分を信託銀行に預金することで、管理対象となる財産額を少なくし、親族に後見人を交代するという仕組みもある。

専門家の後見人で対応できない部分について、市民後見人の協力を得たいという気持ちはあるが、そもそも後見制度そのものについて、周知が不足している中では、市民後見人の仕事について周知していくことは、難しいのではないかと感じている。

なお、後見制度について議論をする場がないと感じているので、こういう場で取り上げたり、制度の利用を必要とする方の支援をしている方への広報活動をするのは大切だと思う。

(委員)

平成29年度の各管内の総申立件数に占める市町村申立ての件数は、函館管内は総数110件のうち4件であり、他の管内と比較して割合が少ないのが現状である。専門職の団体か

ら市に対して、市町村申立てが活用しやすいように要望しているとも聞いており、今後、市の方も取組を進めていくものと思われる。

(裁判所説明者)

今回、各委員からいただいた意見は、必要な方に重点的に周知することが効率的であること、新聞等人目につくところに広報を続けていくことが大切であるなど、成年後見制度のみならず、裁判所における各種制度の利用促進においても参考となるものであったため、地家裁両方の手続が利用しやすくなるよう検討していきたい。

以 上